

19. 企業主導型保育施設用資産の取得にかかる割増償却

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

働く人のための保育の提供に取り組む企業の事業所内保育施設の整備に対するインセンティブを喚起し、事業所内保育施設に必要な設備投資の促進を図るために創設される。

(2) 内容

青色申告書を提出する法人が、企業主導型保育施設用資産の取得等をし、保育事業の用に供した場合には、普通償却費に加え3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却を可能とする。

(3) 適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をし、保育事業の用に供した場合に適用される。

(4) 実務のポイント

- ①適用を受けるためには企業主導型保育事業の助成金を受けていることが要件となるため、助成金の取得要件を満たすことが重要となる。
- ②適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に一定の書類の添付が必要となる。

2. 改正の趣旨・背景

待機児童解消及び仕事と育児の両立支援のために、保育の受け皿整備を推進していく必要がある中、事業所内保育施設の設置を更に加速していく必要がある。しかし、事業所内保育施設は直接の利益にはつながりにくく、設備投資資金の確保が困難な場合もあることから、事業所内保育施設の整備は後回しにされやすい傾向にある。そのため、事業所内保育施設設立後の特に経営が不安定になりやすい期間、企業の所得を圧縮することを可能にし、企業の手元に残る資金に余裕が生まれるようにすることを目的としている。

「25歳～44歳女性の就業率／1・2歳児保育利用率／保育の申込者数の伸び」

※25歳～44歳 女性の就業率(年平均)
 H21 65.9% → H24 67.7% → H28 72.7%
 +1.8ポイント +5.0ポイント (年平均の伸び率2.1倍)

※1・2歳児保育利用率(4月時点)
 H22.4 29.5% → H25.4 33.9% → H28.4 41.1%
 +4.4ポイント +7.2ポイント (年平均の伸び率1.6倍)

※保育の申込者数の伸び(3ヶ年度平均)
 H22-25(年平均) → H25-28(年平均)
 +4万7719人 +9万178人 (1.9倍の伸び)

(出典)「平成30年度内閣府税制改正要望事項」

3. 改正の内容

- ①青色申告書を提出する法人が、「企業主導型保育施設用資産」でその製作又は建設の後事業の用に供されたことの無いものを取得し、又は当該資産を製作し若しくは建設をして、その保育事業の用に供した場合には、その供用日以後3年以内の日を含む各事業年度において(ただし、助成金の交付を受けている期間に限る。)、普通償却費に加え12%(建物等及び構築物については、15%)の割増償却を可能とする。
 適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等には、企業主導型保育施設用資産を取得したこと及び助成金の交付を受けることが確認できる書類の添付が必要となる。
 「企業主導型保育施設用資産」とは、次の2つの要件を満たす事業所内保育施設を構成する建物等及びその幼児遊戯用構築物等をいう。

「企業主導型保育施設用資産」の要件	
①	事業所内保育施設の新設又は増設とともに保育事業の用に供する幼児遊戯用構築物等(※)を取得等すること。 (※)幼児遊戯用構築物等とは、保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具、家具及び防犯設備をいう。
②	その事業所内保育施設が、子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の助成金を受ける施設であること。

- ②青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により割増償却の適用を受けている「企業主導型保育施設用資産」の移転を受け、これを当該法人の保育事業の用に供した場合には、当該法人で引き続き割増償却を可能とする。

4. 適用時期

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をし、保育事業の用に供した場合に適用される。

5. 参考① 企業主導型保育事業の助成金制度について

(1) 主な要件

要件	内容
1. 事業主の類型	<p>下記のいずれかに該当する、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①従業員向けに新たに保育施設を設置する場合 ②既存施設で新たに定員を増やす場合 ③既存施設の空き定員を他企業向けに活用する場合 <p>ただし、国・地方公共団体が実施主体である場合や、既に別の公的助成を受けている場合等は適用対象外</p>
2. 助成対象	<p>【運営費助成金】 下記のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成28年4月1日以降に新たに事業を開始するもの ②平成28年3月31日以前より事業を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員を増加するもの ③平成28年3月31日以前より自社従業員の児童のみを対象に事業を実施しているものが、自社従業員で使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の児童等を受け入れた場合 <p>【設備費助成金】 下記のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成29年4月1日以降に新たに事業を開始するもの ②平成28年3月31日以前より事業を実施している者が、平成29年4月1日以降に定員を増加するもの (5人未満の増加の場合は、平成28年4月1日以降に増加した定員に係る整備費用に限る)
3. 適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ①利用対象者等要件 ②職員配置基準(職員数・職員資格) ③設備基準 ④処遇等基準(給食) <p>…次ページ「利用対象者等」参照</p> <p>…次ページ「企業主導型保育事業の運営・設置基準」参照</p>

「利用対象者等」

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実施者の従業員の児童 ■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 ※ いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 従業員枠の対象外の児童(子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) ※ 地域枠を設ける場合、総定員の50%以内
※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要	

「企業主導型保育事業の運営・設置基準」

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	-
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

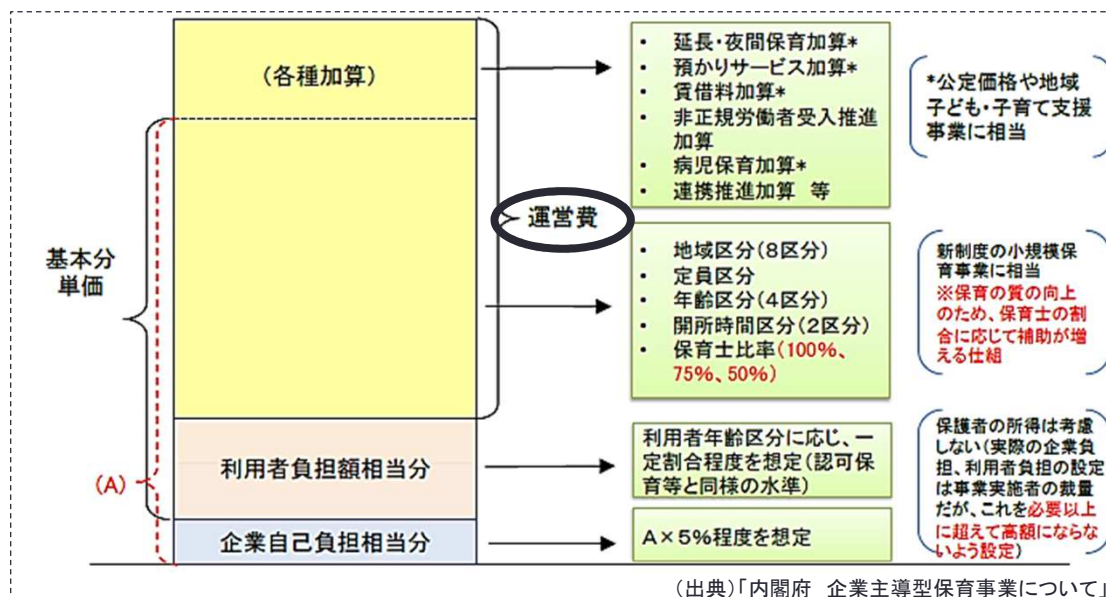
(出典)「内閣府 企業主導型保育事業について」

(2) 助成金額のイメージ

(運営費助成金)

子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースとして算定した金額(基本分単価)から「利用者負担額相当額」を控除し、「各種加算(※)」を加算した金額。右図「運営費」部分が助成金額となる。

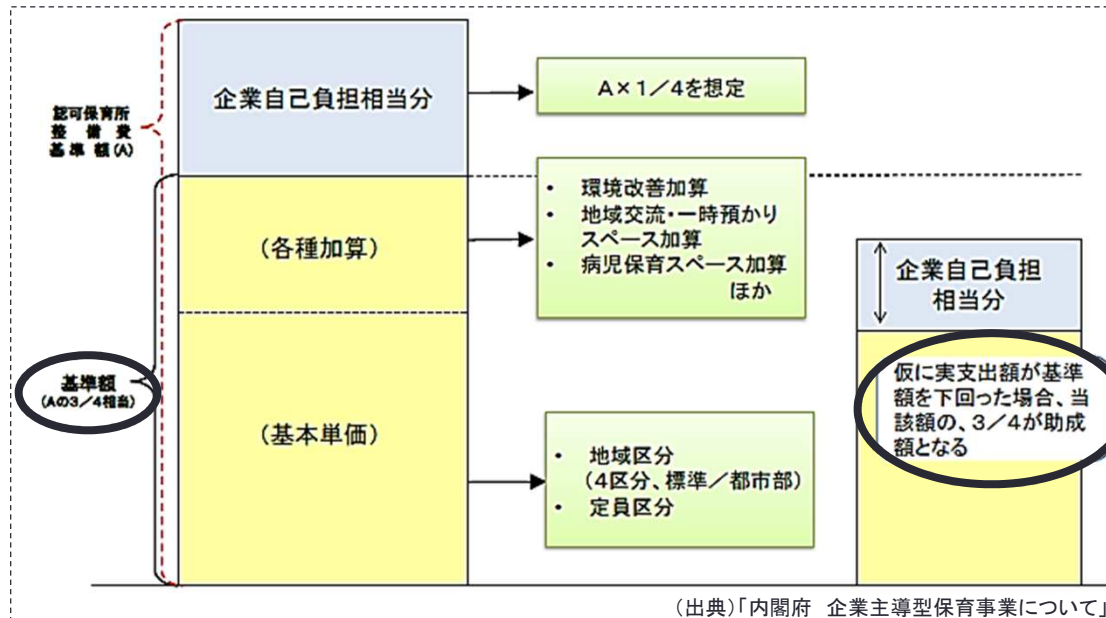
(※)各種加算とは、「夜間保育加算」「病児保育加算」等をいう。



(整備費助成金)

認可保育所の施設整備をベースに算定した整備費の3/4相当の金額(基準額)。右図「(各種加算)+(基本単価)」部分の合計額が助成金額となる。

ただし、「実際支出額の3/4相当額」が基準額を下回った場合は、「実際支出額の3/4相当額」が助成金額となる。



(3) 助成金活用例

平成29年度11月末までの助成決定は1,768施設、定員数は41,333人分となっている。平成30年度においても、新たに2万人分の整備を予定しており、今後も待機児童解消や仕事と子育ての両立を図るための施策としての活用が見込まれている。

(例) ひだまり保育園

設置者 : セキスイハイム東海株式会社

運営方式 : 委託

関連会社7社との共同利用

整備費用 : 約1,640万円 (内、助成金約870万円)

年間運営費用 : 約3,000万円 (内、助成金約2,800万円)

(出典)「内閣府 企業主導型保育事業事例集について」

